

■ 課題

ポプラの伐採について

■ 内容

市営球場北西側と西側のポプラ計2本について、春に開花後、綿毛が飛散するが、巨木であるため綿毛の量が大量であり、公民館のロビーに入り込んでロビー内で巻き上がるくらいである。

また、新居浜小学校からも同様の被害が報告されており、児童が食べる給食に入り込んだ場合、大問題になる可能性がある。以前に5本中3本を伐採してもらったが、同様に切り株を10cm程度残し、切り口を保護してほしい。

■ 回答

市営球場北西側と西側のポプラの伐採につきましては、指定管理者である新居浜市文化体育振興事業団と市で協議を行いました結果、一度に全てのポプラの樹木の伐採を実施できるだけの費用が確保できないため、令和4年度につきましては、ご要望いただいたポプラの樹木のうち1本を伐採し、残りの1本につきましては、令和5年度に改めて協議を行い、順次伐採を実施していきたいと考えております。

(都市計画課)



ポプラ西



ポプラ北西



ポプラ綿毛

■ 課題

樹木の伐採について

■ 内容

新須賀公園は、地元住民のほか、校区内外から、また、幼稚園の遠足等でもよく利用されている。清掃や樹木の枝の間引き等を地元住民で行っているが、公園北面に植えているツツジとカイツカが密集して生垣のようになり、公園内に死角が発生している。遊具の乱暴な使用やいたずら等が発生しやすい環境ができてしまっているが、小さい子どもが遊ぶことも考えると、防犯上の観点から、良好な視界確保が必要である。

2年前に大規模な間引きを行ったが、すぐに枝葉が伸びてしまい、地元住民でできる範囲で対応してきたものの限界であるため、伐採をお願いしたい。また、銀杏の木が5本あるが、秋の落葉の対処が地元住民の負担になっているため、3本ほど伐採してほしい。

■ 回答

ご要望の樹木の伐採についてですが、今年度の予算から全ての樹木を伐採する費用の捻出は難しいため、令和4年度は、業務委託により公園北側のカイツカとツツジについて視界確保のための強剪定を8月上旬を目処に実施するほか、市職員ができる範囲で樹木の伐採を行います。イチヨウの木の間伐等、今年度に伐採できなかった箇所については、令和5年度に実施する方向で考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(都市計画課)



新須賀公園銀杏



新須賀公園北側

■ 課題

街路灯の設置について

■ 内容

現在行っている内港の埋め立てに伴い、以前海岸通り的大江川付近にあった水銀灯3本が撤去されているため、夜間には真っ暗になってしまう。市が埋め立て工事を行い、最終的には住友グループに売却すると聞いているが、危険防止及び防犯上の観点から、街路灯の設置をお願いしたい。今後の施工計画で設置が予定されている場合も、設置時期を早める等地元住民が安心して通行できるように環境整備をお願いしたい。

■ 回答

ご指摘の水銀灯は、船舶等の作業時における安全対策を目的として設置していたもので、内港の埋立てに伴い当該作業が無くなることから、撤去いたしました。

水銀灯の撤去により歩道が暗くなりましたが、道路施設としての道路照明は、夜間の円滑な通行と安全を図るために設置するもので、一定以上の明るさと十分な強度を有した構造物とする必要があるため、一基当たりの設置費と維持費が多額となり、また、周辺環境への影響も大きいことから、交差点や橋りょう部など通行する上で特に危険性のある箇所限定して設置しています。

このようなことから、ご要望の箇所への新たな道路照明灯の設置は困難ではありますが、危険防止、防犯上の観点からも防犯灯の検討をして頂きたいと思います。防犯灯については、LED等の条件はございますが「コミュニティ施設等整備事業」により工事精算額の2分の1以内の補助が受けられますので、当該事業の利用により対応をお願いいたします。

(港務局、道路課、地域コミュニティ課)



内港埋立後（昼間）



内港南面西（夜間）

■ 課題

用水路の転落防止措置について

■ 内容

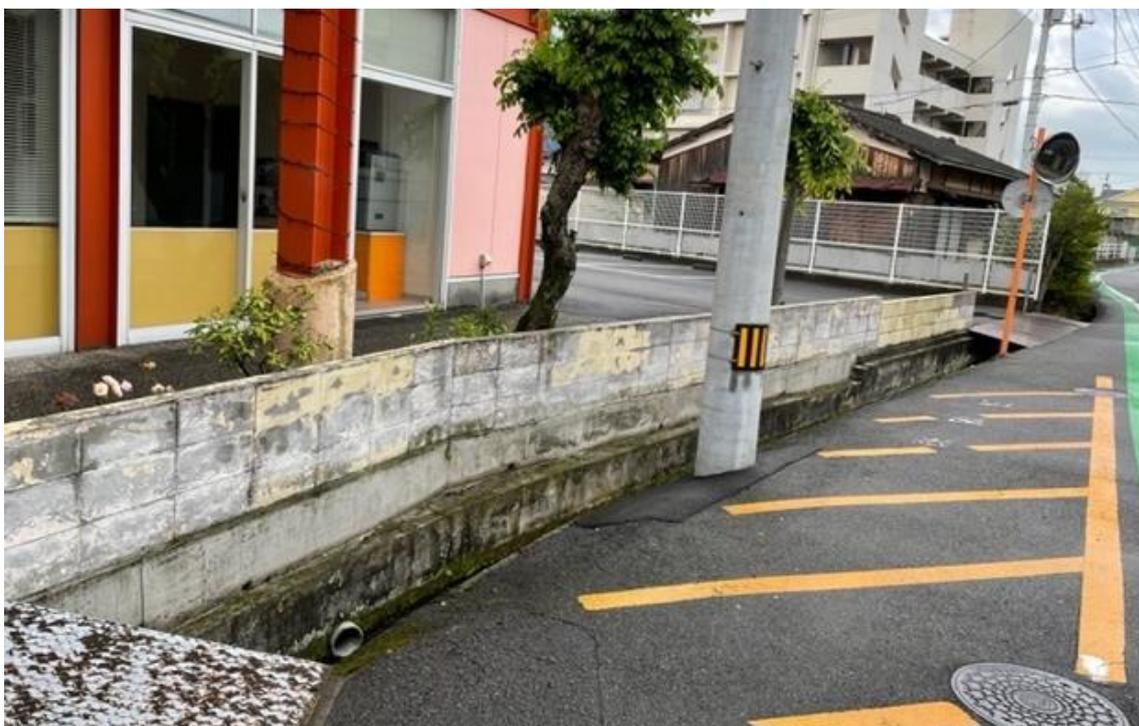
円福寺前交差点から西に向かう道路南側に用水路がある。注意喚起等するものもなく、上に蓋もないため、油断すると転落してしまい、実際に先日小学生が転落している。当該道路については、市営住宅前に転落防止柵の設置や、通学路でもあるため道路課にグリーンベルトを設置してもらったりしたが、市営住宅までの間は水路への転落防止措置が全くされていない。蓋や防止柵の設置等により、児童生徒の通学時の安全確保等をお願いしたい。

■ 回答

ご要望の区間については、道路路肩の水路際の路面が傾いており、通行に際して危険性があることを確認いたしました。対策として、蓋又は転落防止柵の設置の可否について、当該水路の管理者である土地改良区と協議をしまして、「蓋の設置は土砂やごみの撤去の支障となるため認めることは出来ない。柵は設置してもよい。」との回答をいただきました。このため、今年の夏頃に市営住宅東側の開口部(ごみステーション部を除く。)に転落防止柵を設置いたします。

なお、路肩が広い箇所については、グリーンベルトを活用し、注意して通行していただきますようご協力をお願いします。

(道路課)



円福寺交差点西用水路